

新福岡県立美術館に併設する飲食店等の検討に係るサウンディング調査 支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、新福岡県立美術館に併設する飲食店等の検討に係るサウンディング調査支援業務の委託先選定のために行う、公募型プロポーザルの実施について必要な事項を定める。

1 業務の概要

(1) 業務の名称

新福岡県立美術館に併設する飲食店等の検討に係るサウンディング調査支援業務

(2) 業務の目的

令和11年度開館予定の新福岡県立美術館（以下、新県美）は、来館者が施設を快適に利用できる環境を整備することを目的に、飲食店（1階：レストラン、3階：カフェ）を併設する予定である。

一方近年では、美術館等の公共施設から飲食店が撤退するなどの事象が発生しており、飲食店事業者側の意向を事前に調査し、事業を検討することが必要である。

本業務は、新県美において安定した誘客を図り、恒常的に飲食店が運営できるよう、事業者の公募前にサウンディング調査を実施し、事業者側の意見を取りまとめるとともに、その内容について分析し、新県美にふさわしい飲食店施設の業態・業種及び事業内容を検討することを目的とする。

(3) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 予算規模

4,900千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

2 スケジュール（予定）

(1) 公募開始	9月12日（木）
(2) 質問の受付期限	9月18日（水）
(3) 質問への回答（ホームページ掲載）	9月20日（金）
(4) 参加申込書等の提出期限	9月26日（木）
(5) 企画提案書等提出期限	10月4日（金）
(6) 審査会開催（書類審査）	10月中旬予定
(7) 審査結果の通知	10月中旬予定
(8) 契約締結	10月下旬予定

3 本プロポーザルに関する問合せ先

担当部署 福岡県人づくり・県民生活部文化振興課 新県立美術館建設室
所在地 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁 南棟5階
電話 092-643-3346（直通） FAX 092-643-3347
電子メール shinkenbi@pref.fukuoka.lg.jp
受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 業務委託に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

- (3) 「福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱」に基づく指名停止期間中でない者
- (4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者、破産法（平成16年法律第75号）の規定による会社の更正、再生、破産又は清算の手続開始の申し立てが行われた者のいずれにも該当しないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者でないこと。
- (8) 再委託先がある場合は、下記の要件を全て満たすこと
 - ア 上記（1）～（7）について、全ての再委託先が満たしていること。
 - イ 各再委託先は、本公募への単独参加又は他の再委託先として参加を行っていないこと。

5 応募手続等

(1) 本公募要領及び仕様書等に関する質問について

- ① 質問書の提出方法
質問がある場合は、質問書（様式第1号）を電子メールにより提出すること。提出後に、必ず電子メールを送付した旨を電話で連絡すること。
提出先電子メール shinkenbi@pref.fukuoka.lg.jp
電話、FAXによる質問は受け付けない。
- ② 質問提出期限
令和6年9月18日（水）午後5時まで（必着）
- ③ 質問への回答
令和6年9月20日（金）（予定）
質問及び回答は、質問者名を伏せて本プロポーザルを掲載しているページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
- ④ 本プロポーザルに係る説明会は行わない。

(2) 参加申込書・会社概要の提出

- 公募型プロポーザルへの参加に当たっては、公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）及び会社概要（様式第3号）を期限内に提出すること。
- ① 提出方法
電子メールにより提出すること。提出後に、必ず電子メールを送付した旨を電話で連絡すること。
提出先電子メール shinkenbi@pref.fukuoka.lg.jp
 - ② 提出期限
令和6年9月26日（木）午後5時まで（必着）

(3) 企画提案書の提出

- 参加申込書を提出したプロポーザル応募者は、以下の書類を期限内に提出すること。
- ① 提出書類
『企画提案書等作成要領』に基づく提出書類
 - ② 提出期限
令和6年10月4日（金）午後5時まで（必着）
 - ③ 受付時間
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）
 - ④ 提出方法

郵送又は持参により提出すること。郵送は配達証明付き書留郵便かこれに準ずる信書便とする。

⑤ 提出場所

福岡県 人づくり・県民生活部 文化振興課 新県立美術館建設室
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 福岡県庁 南棟 5階

(4) 企画提案書の無効

次のいずれかに該当する企画提案書等は無効とする。ただし、正当な理由があると認められる場合についてはこの限りでない。

- ア 提出期限を過ぎて提出されたもの
- イ 参加資格要件を満たさない者が提出したもの又は虚偽の記載がなされたもの
- ウ 企画提案書等作成要領に示す要件を満たしていないもの

(5) 提案者の失格

審査委員に対し、公募型プロポーザル選考に関し働きかけを行った者、その他審査の公平性を著しく欠く行為を行った者は、失格とする。

(6) その他留意事項

- ア 応募は、1者につき1件とする。
- イ 提出期限以降の企画提案書の差し替えや追加はできない。
- ウ この実施要領に示された条件に適合しない企画提案書は、無効とする場合がある。
- エ 参加申込書の提出後に参加を取り下げる場合、又は企画提案書の提出後に参加を取り下げる場合は、いずれも遅滞なく、その理由を記載した取下届（様式任意）を県へ提出すること。なお、これを理由として何ら不利益な扱いを受けることはない。

6 審査・選定の方法

「新福岡県立美術館に併設する飲食店等の検討に係るサウンディング調査支援業務委託公募型プロポーザル審査会」において、企画提案書の内容を審査し、評価を行い、受託候補者を選定する。

- (1) 提案が1者であっても、審査会を開催する。
- (2) 書面審査とし、プレゼンテーションは実施しない。
- (3) 担当部署が、内容確認が必要と判断した場合、電話やオンラインで聞き取りを行う。
- (4) 審査日程 令和6年10月中旬（予定）
- (5) 審査結果は、審査終了後、提案者に対し文書で通知する。また、受託候補者名を福岡県ホームページで公開する。

7 評価方法

次表の評価項目ごとに評価を行い、配点内の点数を付け、その合計点を提案者の得点とする。

選定委員の合計点を集計し、最高得点を獲得した者を受託候補者として選定する。

評価内容（評価の視点）		配点
① 業務実績	・飲食店、商業施設等に係るサウンディング調査等の業務実績があるか ・成果品についてわかりやすいものになっているか。 ※企画提案書提出時において、完了している業務が対象	20点
② 実施方針	・業務内容をきちんと理解しているか ・基本的考え方や取組方針、重視する点や配慮すべき事項は妥当か	10点

③ 実施体制	・配置予定者のうち、管理責任者及び主たる担当者は十分な業務実績及びスキルを有しているか ・業務実施に支障のない人員配置や組織体制となっているか	10点
④ 実施計画	・業務実施手順及びスケジュールは妥当性・実行性を備えているか。 ・適切な関係者との協議調整等が行えるよう配慮されているか。	15点
⑤ 提案力	テーマ1：サウンディング調査についての提案 本業務の目的を実現するための、的確なアンケート項目案及び重点的にヒアリングする内容、調査の展開方法を提案することができているか。	25点
	テーマ2：独自提案 本業務をより充実したものとするために、予算額の範囲内で実施できる独自の工夫や企画を提案できているか。	15点
⑥ 参考見積書	・経費積算の妥当性 $10 \times (\text{応募価格の平均価格} / \text{応募価格}) - 5$ 上記算定式で得られた結果から小数点以下を切り捨て、整数とする 5以上は「5」、1以下は「1」とする ※明らかな違算、不適切な積算は減点の対象とする ※予算額を超えた提案は無効とする	5点
合計		100点

8 契約の締結

- (1) 受託候補者と速やかに契約の協議を行い、随意契約を締結する。なお、協議は企画提案書の内容を大きく逸脱しない範囲での内容変更を含み、協議の結果、最終の仕様書を決定する。
- (2) 契約が成立しなかったときは、次点者と契約締結の協議を行う。それでも契約が整わない場合は、審査会と協議の上、方針を決定する。

9 契約保証金

契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を県に納付又は提供すること。提供された契約保証金又はこれに代わる担保は、当該契約が良好に履行されたと確認された場合に還付する。

ただし、下記のいずれかに該当する場合は、これを免除する。

- ア 受託者が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約（保証金額は契約金額の100分の10以上であること）を締結したとき。
- イ 受託者が、福岡県の競争入札参加資格を有する場合において、過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（このことを証する発注者の証明を提出したとき、又は契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添付したとき。）

10 その他

- (1) 応募書類の提出、契約その他の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 応募書類の作成、応募等に要する費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された応募書類は原則として返却しない。

- (4) 審査後に、提案者が参加資格要件を満たさないことが判明した場合や、提出書類に虚偽の記載があると判明した場合は、その提案を無効とし、選定の取り消しを行うことがある。また、これにより本県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。
- (5) 県は、提案者に無断で企画提案書等を本プロポーザルの目的以外には使用しない。なお、情報公開請求を受けた場合は、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、開示の対象となる。
- (6) 企画提案書等に係る著作権は提案者に帰属する。ただし、県は、本プロポーザル結果の報告、公表等に必要の場合には、提案者の承諾を得ずに提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 審査会での選定後に契約を辞退する場合は、その理由を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。
- (8) 契約締結の際に、所定の様式の暴力団排除に関する誓約書を提出するものとする。
- (9) この要領に定めるもののほか、本プロポーザルの実施に際し必要な事項は、福岡県が別に定める。